

住民税申告書の書き方

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

○前年の1/1～12/31に社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費等の支払金額がある場合は、それぞれ該当する箇所に入ります。
 ○前年の12/31現在で障害者控除、配偶者控除、扶養控除に該当する人がいる場合は各欄に氏名やマイナンバー（個人番号）等を記入します。

※必須事項※

太枠内に住所・氏名等を記入してください。

令和4年度分 市町村民税申告書

整理番号
業種又は職業
電話番号

現住所
1月1日現在の住所
フリガナ
氏名
個人番号
世帯主の氏名
続柄

提出年月日
年 月 日
生年 大・昭
月 日 平・令

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除
社会保険の種類 支払った保険料 円

⑭ 生命保険料控除
新生命保険料の計 旧生命保険料の計 円
新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計 円
介護医療保険料の計 円

⑮ 地震保険料控除
地震保険料の計 円 旧長期損害保険料の計 円

⑯ 障害者控除
⑰ 配偶者控除
⑱ ひとり親控除
⑲ 勤労学生控除

⑳ 配偶者控除
フリガナ 氏名 生年月日 大・昭・平・令 配偶者の合計所得金額 円

㉑ 扶養控除
フリガナ 氏名 生年月日 大・昭・平・令 同居 別居 続柄

㉒ 扶養控除
フリガナ 氏名 生年月日 大・昭・平・令 同居 別居 続柄

㉓ 扶養控除
フリガナ 氏名 生年月日 大・昭・平・令 同居 別居 続柄

㉔ 雑損控除
損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類
損害金額 保険金などで補填される金額 差し引損失のうち災害関連支出の金額 円

㉕ 医療費控除
支払った医療費 円 保険金などで補填される金額 円

① 収入金額等
事業等 ア
農業 イ
不動産 ウ
利子 エ
配当 オ
給与とカ
公的年金等 キ
雑業務 ク
その他 ケ
総合譲渡
短期 コ
長期 サ
一時 シ

2 所得金額

① 事業等 ①
農業 ②
不動産 ③
利子 ④
配当 ⑤
給与 ⑥
公的年金等 ⑦
雑業務 ⑧
その他 ⑨
合計(⑦+⑧+⑨) ⑩
総合譲渡・一時 ⑪
合計 ⑫

4 所得から差し引かれる金額

⑬ 社会保険料控除
⑭ 小規模企業共済等掛金控除
⑮ 生命保険料控除
⑯ 地震保険料控除
⑰～⑱ 配偶者、ひとり親控除
⑲～⑳ 勤労学生、障害者控除
㉑ 配偶者(特別)控除
㉒ 扶養控除
㉓ 基礎控除
⑬から㉓までの計 ㉔
雑損控除 ㉕
医療費控除 ㉖
合計(㉔+㉕+㉖) ㉗

5 給与・公的年金等に係る所得以外の市町村民税・道府県民税の納税方法
 給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

1 収入金額・2 所得金額

前年の1/1～12/31までの収入の内容を記入してください。(収入のなかった人は左下に記入する箇所がありませんので記入不要です。)

[例]
給与収入の人は(カ)給与欄に1年間の総収入額を記入し、⑥給与欄に(カ)から給与所得控除を差し引いた額を記入します。また、申告書裏面6に給与の支払者や内訳を記入します。

4 所得から差し引かれる金額

3にて各控除を受ける人は、それぞれ控除額を記入します。

※前年中に収入が全くなかった人も申告が必要です※

前年中に収入がなかった人は、どのように生計を維持していたかお知らせください。

- 1: 生活費の援助を受ける等どなたかに扶養されていた → 数字にマルを付け扶養者名等を記入。
- 2～5: 遺族年金・障害者年金・雇用保険・生活保護を受給していた → 該当する数字にマルを付けます。
- 6: 1～5以外 → ()内に預貯金等、生活資金をどのように得ていたか記入。

詳しくは裏面をご覧ください。

住民税申告書の書き方（詳細）

1 収入金額・2 所得金額欄（申告書表面右側）

前年の1月1日から12月31日までの収入を記入します

- 事業所得(ア①営業等・イ②農業)…小売業・飲食店業等の営業や外交員報酬、営農から生ずる所得
→ アまたはイに収入金額を、収入金額から必要経費を差し引いた額を①または②に、それぞれ記入します。
- 不動産所得(ウ③)…土地・建物等の貸付から生ずる所得
→ ウに収入金額を、収入金額から必要経費を差し引いた額を③にそれぞれ記入します。
- 給与所得(カ⑥)…給料(アルバイト含む)・賃金・賞与等これらの性質を持っている給与に係る所得
→ カに収入金額を、総収入金額から給与所得控除(収入額によって異なります)を差し引いた額を③にそれぞれ記入します。【例】収入金額1,618,999円までは550,000円を給与所得控除として差し引きます。
- 雑所得(キクケ⑦～⑩)…公的年金(遺族年金・障害年金等の非課税年金は除く)による所得、原稿料や講演料等の副収入による所得、個人年金保険等の他の所得に当てはまらないようなその他の所得
→ キクケに収入金額を、収入金額から公的年金等所得控除や経費を差し引いた額を⑦⑧⑨に、合計を⑩に記入します。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項欄（申告書表面左側）

- 社会保険料控除⑬…前年の1/1～12/31に支払った社会保険料(健康保険料・国民健康保険税・国民年金保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等)がある場合の控除
- 生命保険料控除⑭…前年の1/1～12/31に新(旧)生命保険・介護医療保険・新(旧)個人年金保険について支払った保険料がある場合の控除
- 地震保険料控除⑯…前年の1/1～12/31に損害保険契約等について支払った地震等損害部分の保険料がある場合の控除
- 寡婦控除⑰……………配偶者と死別・離別した人で下記すべての要件に当てはまる場合の控除
 - ・合計所得金額が500万円以下の人
 - ・夫と死別した後婚姻していない、もしくは夫と離別した後婚姻していない人で合計所得金額が48万円以下の扶養親族を有する人
 - ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
- ひとり親控除⑱……………現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明等の人で下記すべての要件に当てはまる場合の控除
 - ・合計所得金額が500万円以下の人
 - ・総所得金額が48万円以下の生計を一にする子がいる人
 - ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
- 障害者控除⑳……………前年の12/31の現況において、本人や控除対象配偶者、扶養親族が障害者や特別障害者である場合の控除
 - ・障害者…身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳等の発行を受けている人、療育手帳B判定の方等
 - ・特別障害者…障害者のうち、身体障害者手帳一級または二級と記載されている人、精神障害者保健福祉手帳等の発行を受けている人、療育手帳A判定の人等
- 配偶者控除㉑……………前年の12/31の現況においてあなたに控除対象配偶者(生計を一にする配偶者のうち所得金額の合計額が**48万円以下**である人)がいる場合の控除(事業専従者は除く)
- 配偶者特別控除㉒…前年の12/31の現況においてあなたに配偶者がいる場合に、あなたと配偶者の合計所得金額に応じて受けられる控除
(控除対象となる合計所得金額の範囲) あなた：900万円以下/900万円超～950万円以下/950万円超～1,000万円以下
配偶者：48万円超～133万円以下(あなたの所得の範囲によって控除額が異なります)
※同一生計配偶者のチェック欄…控除対象配偶者を除いた同一生計配偶者である場合にチェックを付する。
控除対象配偶者：同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者のこと
同一生計配偶者：前年の12/31(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、あなたと生計を一にしている。前年分の合計所得金額が48万円以下である。青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告者の事業専従者でもない。これらのいずれにも該当する方。
- 扶養控除㉓……………あなたに控除対象扶養親族(生計を一にする親族等で**16歳以上**であり、かつ所得金額の合計額が**48万円以下**である人)がいる場合の控除 ※年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)について扶養控除の適用はありませんが、その人数が非課税限度額等の算定に必要となるので、必ず扶養親族の申告を行ってください。
- 医療費控除㉔……………前年の1/1～12/31に支払った医療費が一定の金額以上ある場合の控除
〔所得金額の合計額が200万円以上の方→10万円を超えた分
所得金額の合計額が200万円未満の方→所得金額の合計額の5%を超えた分〕が医療費控除額となります。
- セルフメディケーション…前年の1/1～12/31に健康の保持増進及び、疾病の予防として一定の取り組みを行い、特定の医薬品の購入額が12,000円を超えた分が控除額になります。
※医療費控除とセルフメディケーションは選択適用ですので片方しか適用できません。セルフメディケーションを適用したい場合は、(㉔)の「区分」に1を記入し控除額を記載してください。

<住民税申告書の提出にあたって>

- 今年の1月1日に鷹栖町に住所がある人は、原則として鷹栖町に住民税申告書を提出しなければなりません。
- 前年中に収入が全くなかった人も、収入がないという申告が必要です。(表面下部参照)
- 未成年の人でも義務教育終了後就職する場合がありますため、申告が必要となることがあります。

■お問い合わせ 鷹栖町役場 税務課税務係 電話：0166-74-3108(直通) ■